

令和4年度 第2回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第2回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年5月9日（月） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 農地台帳登載願について
- 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について

出席委員（16名）

2 尾 藤 元 一	3 高 橋 忠 明	4 横 尾 昇	6 中 泉 敏 則
7 鈴 木 修 三	8 篠 原 京 子	9 星 川 俊 夫	10 高 橋 博
12 眞 鍋 晴 豊	13 鈴 木 博 美	14 高 橋 藤 信	15 鈴 木 和 治
16 鈴 木 秀 幸	17 寺 尾 悟 志	18 則 友 祝 幸	19 石 川 武 将

出席農地利利用最適化推進委員（21名）

2 石 川 茂	3 薦 田 悦 男	4 森 川 雅 之	5 石 川 俊 治
6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫	9 尾 崎 之 隆
10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 三 宅 恒 久	14 受 川 清 男
15 河 村 一 碩	17 鈴 木 一 郎	18 眞 鍋 聖 二	19 川 上 雅 司

20 渡 辺 昇 21 越 智 寧 22 村 上 佳 清 23 近 藤 良 啓

25 鈴 木 敏 也

欠席委員（3名）

1 大西嘉一郎 5 押条和司朗 11 坂 上 宏

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

1 脇 純 樹 13 紀 井 正 明 16 合 田 篤 夫 24 高 橋 祥 志

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三 次 長 三 宅 栄 一 係 長 武 村 美 保
係 長 三 村 真 都 華 主 査 金 子 愛 弓 専 門 員 白 石 直 樹

第2回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和4年5月9日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、16名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1 番 大西 委員

5 番 押条 委員

11 番 坂上 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1 番 脇 委員

13 番 紀井 委員

16 番 合田 委員

24 番 高橋 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
18番 則友 委員、19番 石川 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議 長 報告を求めます。金子 主査

金 子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。
番号1の案件については、令和4年3月23日解約。
番号2の案件については、令和4年4月13日解約。
番号3の案件については、令和4年4月13日解約。
以上、3件の解約通知がありましたので報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請」について、説明いたします。
申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。
番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。
番号2の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安定を目指すもので、許可後は水稻と芋の作付けを予定しています。
番号3の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り、経営の安

定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。経営の安定を図るため申請するもので、許可後は里芋の作付けを予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後はサツマイモの栽培と、受人が所有する農地へ進入するための通路として利用する予定です。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議 長 6 番

委 員 異議ありません。

議 長 7 番

委 員 異議ありません。

議 長 8 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は 12 件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号 1 の案件について、受入は、自身が役員を務める法人が経営する自動車等修理業が、業績好調により、車両置場の確保に苦慮しているため、申請地を譲り受け、法人へ貸与するための貸車両置場建設です。申請地は第 1 種農地ではありますが、既存敷地の拡張のため、転用することはやむを得な

いと思われます。

番号2の案件については、この後、議案第3号で説明する「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更」番号1の関連案件です。受人は、現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、手狭になったため住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は、現在実家で両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭になったことから、実家の近隣に新居を建築するため、父より申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。なお、既に一部を駐車場として使用しているため、始末書が提出されています。

番号4の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い、手狭になったことや、将来的な親の介護も見据え、実家から近く、住環境の整った申請地を父から借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は現在、徳島県を中心に土木工事業等を営む法人ですが、当市内における受注増加による事業拡大のため、申請地を譲り受けての資材置場及び駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、

転用することはやむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は、現在賃貸共同住宅に居住しておりますが、手狭になったため、実家に近く、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は自動車販売業を営む法人ですが、既存の車両置場が手狭になったため、申請地を借り受けての車両置場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人は自身が役員を務める法人が、従業員用及び社用車用の駐車場が必要となったため、申請地を譲り受け、法人へ貸与するための貸駐車場建設で、申請地周辺は、宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。なお、既に一部を駐車場として使用しているため、始末書が提出されています。

番号10の案件について、受人は、自身が役員を務める法人が、新たに中古自動車販売業を営むにあたり、資材置場が必要となったため、申請地を譲り受け、法人へ貸与するための貸露天資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号11の案件について、受人は現在賃貸物件に居住しておりますが、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われます。なお、農業用倉庫が建築されていますが、無届であったため、始末書が提出されています。

番号12の案件について、受人は、自身が代表を務める法人が、事務所として使用するため、申請地を譲り受け、法人へ貸与するための貸事務所建設

で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。なお、既に造成されているため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 10 番

委 員 異議ありません。

議 長 11 番

委 員 異議ありません。

議 長 12 番

委 員 現地確認いたしましたが、既に造成され、随分前から事務所として利用されており、致し方ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第 2 号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第 5、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号 1 の案件については、当初計画者が昭和 59 年に自己住宅として農地転用の許可を受け、所有権移転をし、事業計画に沿って擁壁工を終えたものの、余儀ない事由から計画が凍結していましたが、今回、承継者より申請地を譲り受け、自己住宅を建設したいとの要望があったため、住宅用地と

して申請地を譲り渡すための事業計画変更です。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（貸借）の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 白石 専門員

白 石 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（貸借）の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、10年間の賃貸借です。

番号3の案件については、5年間の使用貸借です。

番号4の案件については、4年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、3年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8の案件については、3年間の使用貸借です。

番号9から17の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号9番から17番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 特に異議ありません。

議長 番号9番から17番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農地台帳登載願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三 村 それでは、議案第5号、「農地台帳登載願」について、説明いたします。

番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、申請者の関係者より事情を伺い、3月31日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 5月8日、現地確認をいたしました。申請人によると、申請地は昭和40年代後半に転用許可を受けておりましたが、諸事情により転用目的を達成することなく、農地として耕作を続けていたとのことでした。

現地調査を行ったときも、きちんと耕起されており、数十年に渡り管理されているとのことですので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第５号、「農地台帳登載願」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第５号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第８、諮問第１号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主査

金 子 それでは、諮問第１号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号１の案件について、当該「道」は現在、宅地及び畑の一部として利用されており、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに一体利用する予定です。また、地元土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われます。

番号２の案件は、令和４年３月の総会において、「農地法第５条第１項の規定による許可申請」で審議され、令和４年３月２２日付で農地転用の許可を受けた案件に関連する「水路」の用途廃止です。

当該「水路」は現在、田の一部として利用されており、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、隣接地とともに駐車場用地として一体利用する予定です。

また、地元土地改良区の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請地は、随分前から申請者の畑や宅地と一体化しており、申請者以外に通行することではなく、また地元土地改良区の意見書も添付されていますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 5月3日現地確認、5月8日に元の土地所有者に意見聴取を行いました。現状水路はなく、約20mにわたり、田として利用されております。理由としては、過去の区画整理によって代替水路が設けられ、当該水路は必要なくなったためで、地元土地改良区の意見書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等

がありましたらお願いします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間（14：10）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 副 長 院 幸

委 員 石 川 武 将